(七)　厚生労働大臣は、一類感染症等の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、動物等所有者等に対し、当該動物又はその死体の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができることとし、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができることとした。(第二六条の四第二項及び第四項並びに第五〇条第七項関係)

(八)　都道府県知事は、(六)により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体について検査を実施し、当該検査の結果等を厚生労働大臣に報告しなければならないこととした。(第二六条の四第五項及び第六項並びに第五〇条第三項関係)

(九)　厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、(六)により提出を受け、又は当該職員に採取させた検体の一部の提出を求めることができることとした。(第二六条の四第七項及び第五〇条第三項関係)

(一〇)　都道府県知事は、(六)の検体の提出若しくは採取の命令をし、当該職員に検体の採取の措置を実施させ、又は(八)により検体の検査を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し感染症試験研究等機関の職員の派遣その他の必要な協力を求めることができることとした。(第二六条の四第八項及び第五〇条第三項関係)

(一一)　都道府県知事又は厚生労働大臣は、それぞれ(一)若しくは(六)又は(一〇)若しくは(七)の措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、その名あて人又はその保護者に対し、当該措置を実施する旨及びその理由等を書面により通知しなければならないこととした。ただし、書面により通知しないで措置を実施すべき差し迫った必要がある場合には、この限りではないこととした。(第三六条第一項及び第三項並びに第五〇条第九項関係)

(三)　都道府県知事又は厚生労働大臣は、(一)のただし書の場合においては、当該措置を実施した後相当の期間内に、当該措置を実施した旨及びその理由等を記載した書面を当該措置の名あて人又はその保護者に交付しなければならないこととした。(第三六条第二項及び第三項並びに第五〇条第九項関係)

5　結核

保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局等に対し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができることとした。(第五三条の一四第二項関係)

6　費用負担

感染症の発生の状況及び動向の把握、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、検体の採取等、検体の収去等に要する費用の支弁について、所要の規定の整備を行うこととした。(第五八条第一号、第四号の二及び第四号の三関係)

7　事務の区分

都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている2の(四)、3及び4の事務を地方自治法(昭和二二年法律第六七号)の第一号法定受託事務とすることとした。(第六五条の二関係)

8　検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第二条関係)

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会保険労務士法の一部を改正する法律（法律第一一六号）（厚生労働省）

1　個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、一二〇万円に引き上げることとした。(第二条第一項関係)

2　補佐人制度の創設

(一)　社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとした。(第二条の二関係)

(二)　社会保険労務士法人が(一)の事務の委託を受けることができることについて規定することとした。(第二五条の九の二関係)

3　社員が一人の社会保険労務士法人

社員が一人の社会保険労務士法人の設立等を可能とすることとした。(第二五条の六等関係)

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三六六号）（内閣府本府）

災害対策基本法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　道路管理者は、災害対策基本法（以下「法」という。）第七六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないこととし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないこととするとともに、法第七六条の六第一項の規定による命令は、書面又は口頭でできることとした。

2　法第七六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき場合等に行うこととした。

3　法第七六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七六条の七に規定する国土交通大臣の権限並びに第三三条の三第一項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条及び第三条関係）

道路交通法施行令、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令及び原子力災害対策特別措置法施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三六七号）（環境省）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第四六号）の施行期日は、平成二七年五月二九日とすることとした。